

登山計画書作成・提出等要領

制定 2018年1月15日

改正 2013年12月19日

(目的)

2017年12月25日付けで公益社団法人 日本山岳会（以下「本会」という。）の遭難対策規程が改定され、会員に対し山行につき登山計画書を作成して「計画書受理機関」に提出し、計画書内容を検討すること等が定められた。この規程に基づき本支部においては、登山計画書の作成、提出方法等を次のように定めて実施する。

1. 登山計画書提出の山行区分

項	山行区分	説明
1	支部山行	本支部の委員会、プロジェクトチームが主催する山行
2	同好会山行	本支部の同好会が主催する山行
3	個人山行	上記に含まれない、支部会員が企画、実施、又は参加する全ての山行
※	他団体主催山行、ツアー登山、ガイド付き登山へ参加には、登山計画書の提出は不要	

2. 計画書受理機関

計画書受理機関は、登山計画書を受理して計画内容を検討する機関で「安全対策委員会」が業務担当する。

3. 登山計画書の作成

- (1) 支部会員は、山行実施の際には、必ず登山計画書を作成して提出する。
- (2) 登山計画書の様式は、特に定型化しない。

但し、別紙で定めた「登山計画書標準様式」の『太枠』項目は、必ず記載する。

4. 登山計画書の提出方法

安全対策委員会への登山計画書の提出は、次の2つの方法による。

項	送信方法	説明
1	登山計画書をメールに添付し送信	送信先メールアドレスは、 anzen@jac.tokyo
2	Webフォームに入力して送信	支部ホームページ（会員専用）の「登山計画書提出」から計画書入力フォームを開いて必要事項を入力し送信ボタンを押す

5. 登山計画書の提出等期限

項	山行形態	計画書の提出期限	検討結果の回答期限
1	日帰り山行	原則として、 山行出発の4日前まで（※）	原則として 山行出発の2日前まで
2	日帰り以外の山行 （宿泊、沢登り、雪山等山行）	原則として 山行出発の7日前まで（※）	原則として 山行出発の4日前まで

（註） やむを得ずに提出期限が遅れた場合にも、必ず提出すること。

6. 登山計画書の内容検討結果の回答

提出された登山計画書は、安全対策委員会が内容検討し、次のように山行リーダーにメール等で回答する。

項	内容検討結果	回答内容	山行リーダー等の対応方法
1	計画書の必要項目が未記入等	計画書の記入項目が不備 (計画書を返送する)	計画書を修正して再提出する
2	計画書内容の検討結果		
	① 内容が妥当と思う	<安全登山を楽しんで下さい>	計画書内容が確定
	② 内容が妥当と思う。(但し、必要なアドバイスあり)	<安全登山を楽しんで下さい> (必要なアドバイス付加)	計画書内容が確定 (アドバイス事項はメンバーで共有)
	③ 計画内容の再検討が必要と思う	計画内容の再検討を提言 (再検討必要事項を連絡)	計画内容を再検討した結果の 計画書を再提出する

7. 登山計画書の関係部署への届出

前項で「内容が妥当と思う」と回答があった登山計画書は、次のように山行開始前までに関係者へ届け出を行う。

項	届出先	届出者	備考
1	登山地域を管轄する警察署	山行リーダー	
2	留守番会員(主・副)	山行リーダー	
3	参加メンバー各自の緊急連絡先	参加者各自がそれぞれで行う	(参加者の家族など)
4	本部遭難対策委員会	安全対策委員会から直接送信	山行リーダーの届出不要
5	支部関係役員	安全対策委員会から直接送信	山行リーダーの届出不要

8. 参加メンバーの情報管理

(1) 参加メンバーの個人情報管理

登山計画書の参加メンバー表には、氏名、会員番号、山岳保険加入確認のみを記載する。参加メンバーのその他必要情報(年齢、性別、住所、自宅電話番号、携帯電話番号、及び緊急連絡先の氏名、続柄、連絡先電話番号)は、個人情報管理の必要性から特定の者(山行主催部署の長、山行リーダー、留守番会員)のみが所持し、必要時に閲覧可能とする。別紙で定めた「登山計画書標準様式」の『太枠』項目は、必ず記載する。

(2) 参加メンバーの山岳保険加入管理

登山計画書の作成時には、参加メンバーの山岳保険加入状況を確認し、登山計画書に記入する(参加メンバーは、必ず山岳保険の加入が必要である。)

以 上

[参考] 活動区分別の登山計画書提出事例

項	活動区分	参加メンバー	山行リーダー 担当者	安全対策委員会 提出者	管轄警察署 届出者
1	支部山行	会 員 (一部非会員)	支部会員	山行リーダー	山行リーダー
2	同好会山行	会 員	支部会員	山行リーダー	山行リーダー
3	個人山行	全員会員のみ	支部会員	山行リーダー	山行リーダー
4	個人山行	会員と非会員が混在	支部会員	山行リーダー	山行リーダー

5	個人山行	会員と非会員が混在	(支部会員外)	支部の参加者代表	支部会員外リーダー
6	本部等主催山行	会 員 (支部会員)	(本部等会員)	支部提出必要なし	本部等会員リーダー
7	他団体主催山行	非会員 (支部会員)	(非会員)	(提出必要なし)	—
8	ツアー山行	非会員 (支部会員)	(非会員)	(提出必要なし)	—
9	ガイド付き山行	非会員 (支部会員)	(非会員)	(提出必要なし)	—

(改廃) この要領は安全対策委員会で審議、議決し、幹事会に報告する。

附則

この要領は2018年1月15日より施行する。

この要領は2014年1月1日より施行する

(要領管理責任者：安全対策委員会委員長)